

今月の トピックス

わかちか広場で郷土料理の祭典！

～ 和歌山県飲食業生活衛生同業組合 ～

2月23日（水）JR和歌山駅西口地下の「わかちか広場」において、第10回郷土名物料理展が開催されました。

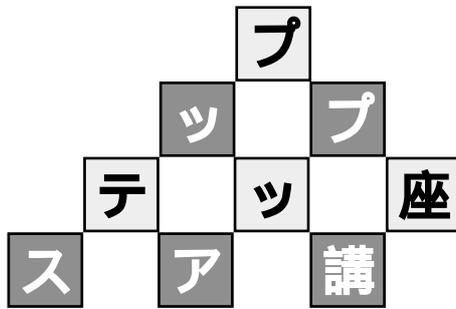
ふるさと和歌山の吟味された新鮮素材をふんだんに使った見事な料理の数々が会場一杯にディスプレイされ、来場者の目を奪います。

“業界ふれあい名物料理展フェア”をテーマとした今回、「高野・熊野の世界遺産登録」を機に、同組合では、和歌山を訪れる観光客へのアピールと共に、「人」と「人」が「食」を通じて心豊かに交流できるようにと優しいコンセプトが込められています。

素朴で野趣溢れる一品料理からゴージャス会席まで会場一杯に広がる美食の香りは、しばし「わかちか広場」を「食の楽園」に変えてしまったようです。



和歌山県飲食業生活衛生同業組合
和歌山市小松原通1丁目3番地の5
TEL 073-423-2132



「コンピュータセキュリティ入門」

～ 個人情報保護法に向けて ～

前回は個人情報についてその流出問題と自衛策についてお話ししましたが、今回はいよいよ個人情報保護法とその対策についてお話しします。

個人情報保護法って何？

個人情報保護法とは、正式には「個人情報の保護に関する法律」と呼ばれるもので、事業者にとっての個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利と利益を保護する為に、

個人情報を取得し、取り扱っている事業者に対し、

- ・ 利用目的の特定（利用目的をできる限り特定しなければならない）(15条)
- ・ 利用目的の制限（利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない）(16条)
- ・ 適切な取得、取得に際する利用目的の通知または公表（17条、18条）
- ・ 内容の正確性の確保（正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない）(19条)
- ・ 安全管理措置、従業員・委託先の監督（20条～22条）
- ・ 第三者提供の制限（本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。）(23条)

などの義務を課し、違反すると行政処分を下され、さらに主務大臣の命令に反した場合には罰則が科せられるというもので、2005年4月から施行が予定されています。

対象となるのは5000名以上の個人データを保有する企業で個人情報取扱事業者と呼ばれます。ちょっとEXCELや年賀ソフトに顧客や見込客の名簿を入力してるだけといっても、5000名を超えれば個人情報取扱事業者となりますから注意してください。

個人情報を持っているリスクと個人情報を活用して得られる利益とのバランスが重要です。古い情報や見込みの薄い顧客の情報は捨てて、リスクを下げるのも立派な経営判断です。少し整理すれば5000人以下になるという場合なら思い切って整理するのが得策です。

それと事業者を規制する法律というのは、消費税の例をみても明らかなように、必ず取っ掛かりは、ある一定規模以上の事業者を対象としておき、徐々にその対象を広げるといふことが多いですから、近い将来5000名が3000名にあるいは1000名になる可能性は高いと考えられます。少しでも個人情報を保有している事業所は今からその対策を行っておく必要があるでしょう。

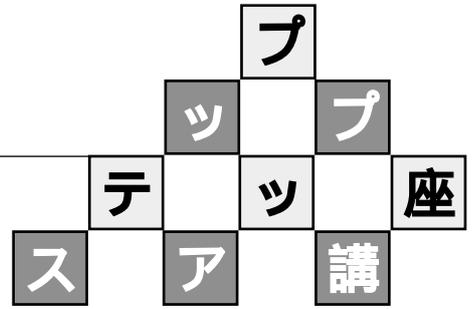
利用目的の特定・制限については、お客様から個人情報の提供を受ける際、「どのような目的で利用するのか」を明確に特定し、本人にお知らせしておかなければなりません。利用目的は、可能な限り具体的に特定する必要があります。例えば「当社において取り扱う商品・サービスなどあるいは各種イベント・キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法によりご案内するため目的以外には利用いたしません」等です。そしてそれをホームページや店頭「プライバシーポリシー」として掲示する必要があります。「プライバシーポリシー」の詳細についてはインターネット上で既にたくさんの企業が掲示していますから参考にして下さい。

また、利用目的を隠して懸賞やアンケート等で個人情報を集める等、不正な手段によって個人情報を取得することは禁止されていますので注意が必要です。

なお、特定した利用目的以外に個人情報を利用したことが判明し、お客様本人から個人情報の利用の停止または除去を求められた場合、それに応じなければなりません。

さらに、本人の同意を得ずに第三者に提供することも禁じられています。第三者提供とは基本的に別法人に提供する場合で、親子兄弟会社、グループ会社、フランチャイズ組織の本部と加盟店、同業者間等で個人

中小企業診断士 福本恒夫



データを交換する場合は第三者提供にあたります。同一法人内で他部門へ個人データを提供するのは第三者提供にはあたりません。

ただし、「プライバシーポリシー」に、第三者への提供を利用目的とすること、第三者に提供する個人データの項目、第三者への提供の手段または方法、本人の求めに応じて当該本人が識別できる個人データの第三者への提供が停止できること、を記載し本人が容易に知ることができるようにしておけば本人の同意を得

ずに第三者に提供することが出来る「オプトアウト」という特例があります。

企業の立場からすれば厄介な法律と感じるかもしれませんが、個人の立場からすればその内容は、最低限これくらいの気遣いはしてもらいたいというレベルのことで、決して企業活動に弊害を及ぼすようなものではありません。企業としてはこれを遵守することが社会的信用を高める要件であると認識して取り組んでいきましょう。

個人情報流出防止対策

さて、前回お話したように個人情報漏えいが発覚すれば、社会的信用失墜という大きな代償、また場合によっては相応の金銭の支払いが発生します。個人情報保護法の施行以降は、さらにこれが「契約違反・不法行為」などで訴訟を起こされる恐れがあり、流出が大量の場合には集団訴訟となり対応を誤れば企業生命さえ危うくなると認識しなければなりません。

ただ、社内の個人情報の利用を制限することは極めて難しいことでもあります。自由に利用出来なければ業務に支障をきたし、結果的に利益を失うことになりかねませんし、制限しなければ情報流出の危険がつきまといます。また、管理レベルを高めればそれなりの費用が発生する上その効果を測ることは難しく、その維持・継続は相当の努力を要するものと言えます。実際は無意味でも形として必要なものもありますから必要経費と割り切って予算化すべきでしょう。

個人情報流出で注意すべきは「内部犯行」です。現在起こっている個人情報漏洩事件でもその殆どが「内部犯行」です。現時点でそれなりのセキュリティが施してあれば外部からの侵入で個人情報を盗み出すのは、通常不可能と聞いていいでしょう。

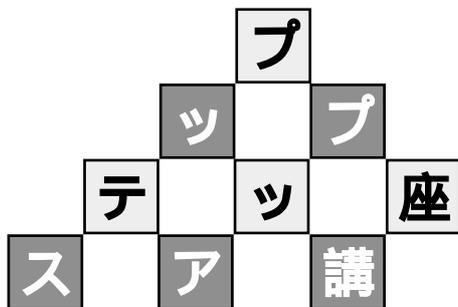
一方「内部犯行」は、セキュリティ・システムだけでの防御は困難で、社員の資質・教育が最も重要となります。言い換えれば、企業の管理能力そのものが問われるのです。ID、パスワードは勿論、ユーザ管理や

グループ管理をしっかり行い、ログの保存がしっかりしていれば、かなりの部分は防御可能ですが、何より大事なものは資質の向上と意識の教育です。正社員・パートを問わず、誓約書に署名をさせ定期的に更新する、つまり常々意識させることが重要となります。以下は誓約書の一例です。

機密保持及び電子メールに関する誓約書

私（ ×夫）は、雇用主（ABC産業株式会社）での就業にあたり以下の条項を誓約します。

1. 私は、就業中に知りえた個人情報・取引先情報・社内機密情報など（以下、「機密情報」という）を在籍中は勿論、退職後も一切、第三者に開示または漏洩しません。
2. 万一、「機密情報」を故意あるいは過失により漏洩し、雇用主に損害が発生した場合、故意においては全額、過失においては相応分の損害賠償を致します。
3. 私は就業中に、他の就業者が「機密情報」を不正利用、またはその恐れがあると察した場合は速やかにその防止に努めると共に、雇用主に遅滞なく報告します。
4. 私はいかなる理由があろうとも、「機密情報」を



収納した記録媒体を無断で社外に持ち出しません。

5. 私は就業中には個人的な電子メールの使用はいたしません。
6. 私は就業中に受信・発信した総ての電子メール及び、その添付ファイルの内容を雇用主が閲覧することに異議をとえません。
7. 私は就業中の情報機器の操作に関する、私の操作記録（ログ）が、記録媒体に蓄積され、それを雇用主が閲覧することに異議をとえません。

年 月 日

住 所

氏 名 × 夫 (印)

=====

社外に業務委託する場合には更に厳格な誓約書を要求した方がいいでしょう。

また、ノートパソコンを社外に持ち歩く営業社員の扱いについても注意が必要です。万一、ノートパソコンの盗難あるいは紛失という事態に陥ったとき、それを手にしたものが簡単にデータを見たり、取り出したり出来ないよう、厳重なパスワード設定、データの暗号化等のルールが必要です。

無線LANもセキュリティについてだけ言えば、絶対的に有線に劣ります。当面はよほどの事情がない限り使用しない方がいいと思います。

また、最近流行りのUSBメモリーやSDカード、モバイル用HDD等の外付け記憶装置も使用にあたっては上司の許可を必要とするような使用制限を設けるべきでしょう。

その他、個人のPCの持ち込み禁止、使用機器の監視機能強化等の措置も必要となってきます。

ソーシャルエンジニアリング（前回お話ししましたよね）の防止では、

- ・パスワードは面倒でも頻繁に変える。
- ・パスワードの配布には第三者の目に触れないよ

う細心の注意を払う。

- ・重要書類には「極秘」などのスタンプを押し、廃棄にあたってはリサイクルなどには決して出さず、必ず粉碎処理を行う。
- ・外部からの作業者には制服着用を依頼し、識別可能とする。
- ・HDDは物理的に確実に破壊して処分する。
- ・システムの設計変更が可能なら、個人情報のマスター部を分散する。

人為的ミスの防止として

- ・パスワードの管理
（書かない・見せない・忘れない）
- ・メールのあて先間違いや添付ファイル間違い防止
- ・用紙の裏紙使用禁止

等、注意すべきことは山ほどあります。

ただ、内部犯行を防ぎたいからといって、社内すべてのエリアに対してガチガチな認証を入れるのは費用、使い勝手、いずれから見ても得策ではありません。取り扱う情報の把握、重要度の整理をしっかりと行い「必要な場所に必要な対策を施す」というセキュリティを目指すのが理想です。セキュリティに「完璧」も「終わり」もありません。その時点で取れる最善の策を全員でとり続けることが大事なのです。



施策情報

和歌山県

中小企業労働施策アドバイザーのご案内

和歌山県では、県内中小企業の労働環境の改善・労働者福祉の向上を目的とし、社会保険労務士が企業を巡回する「中小企業労働施策アドバイザー設置事業」を行っています。

アドバイザーは、みなさんの会社を訪問し、

- 1 人事労務管理のアドバイス
労働契約、賃金、労働時間、就業規則の改正、育児・介護休業制度、労働保険等に関する相談
- 2 労働施策の普及
雇用関係等各種助成金の活用、手続きに関する相談など
- 3 RCSの実施
RCS = 厚生労働省方式社内コミュニケーション診断
などを行います。

アドバイザーへの相談、RCS診断は、

無 料

秘密厳守

対象：従業員が300人以下の事業所

RCS(厚生労働省方式社内コミュニケーション診断)のご案内

RCSは、労務管理改善の第一ステップです。
従業員の意思を反映させた改善策を発見し、職場をいきいきさせましょう。

RCSは、産業心理学や統計学を応用した質問紙法による意識調査であり、経営方針、コミュニケーション、労働条件等に対する従業員の意識を調べます。全国データと比較することによって、自分の会社では具体的に何が問題なのか、どの程度深刻なのかということ、科学的・客観的に把握できます。いわば、会社運営の健康診断です。

RCSの
流れ

1 申込み	県庁労働企画課、中小企業労働施策アドバイザー（訪問時）に
2 打ち合わせ	実施日時等の決定
3 実施 約30分 無記名	集 合：全員が集合できる場所で 配 布：マークシート、自由意見記入票、封筒 マーク：40問程度の簡単な質問です。 調査員が一つひとつ質問を読みあげます。 自由意見の記入：約10分間で、いっせいに終わります。 回 収：個別に、封筒にマークシートと自由意見記入票を入れます。
4 報告書作成 (約1か月)	(社)日本労務研究会が、コンピューターで集計・分析し、報告書を作成します。
5 報 告	調査員が、報告書、自由意見、ヒアリング調査、ウォッチング調査を総合して報告し、改善に向けてアドバイスします。

RCSの
5つの効果

- 1 問題点の指摘に納得性があります
- 2 社員の参加感を高めます
- 3 経営者の管理意欲を向上させます
- 4 経営の効率化に役立ちます
- 5 社員の不平・不満を解消します

アドバイザーによる巡回相談、RCSに関するお問い合わせ、お申し込みは下記まで

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

〒640-8269 和歌山市小松原通1-1 TEL:073-441-2793 FAX:073-422-5004

《平成17年度税制改正》

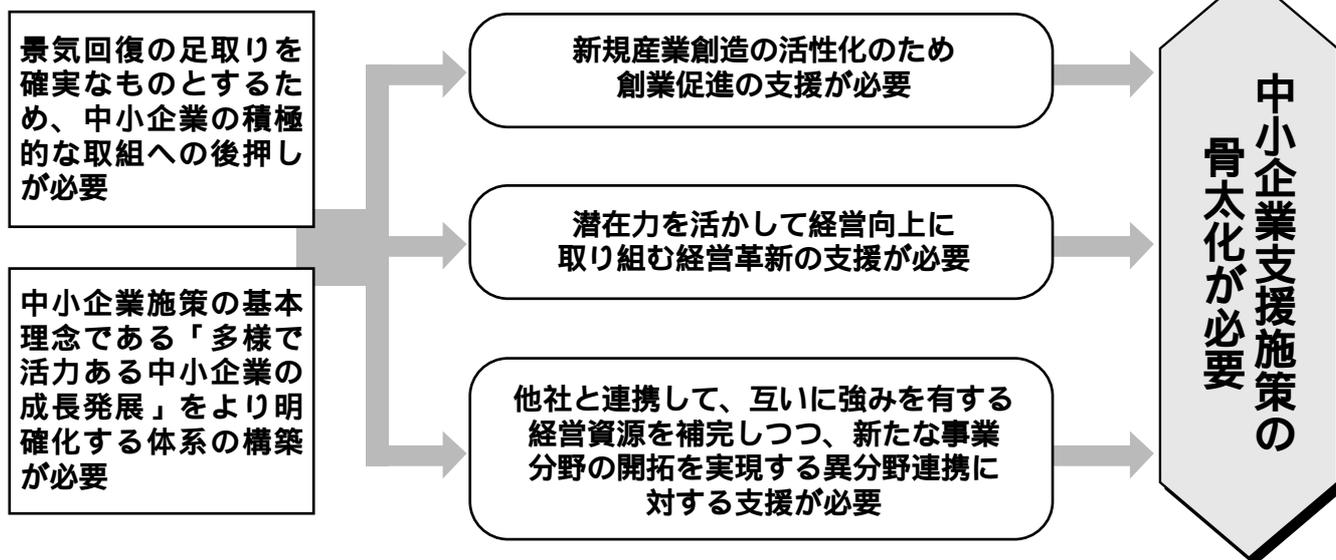
中小企業関係税制改正の概要

平成16年12月 経済産業省・中小企業庁

1. 創業・経営革新支援策の統合・強化

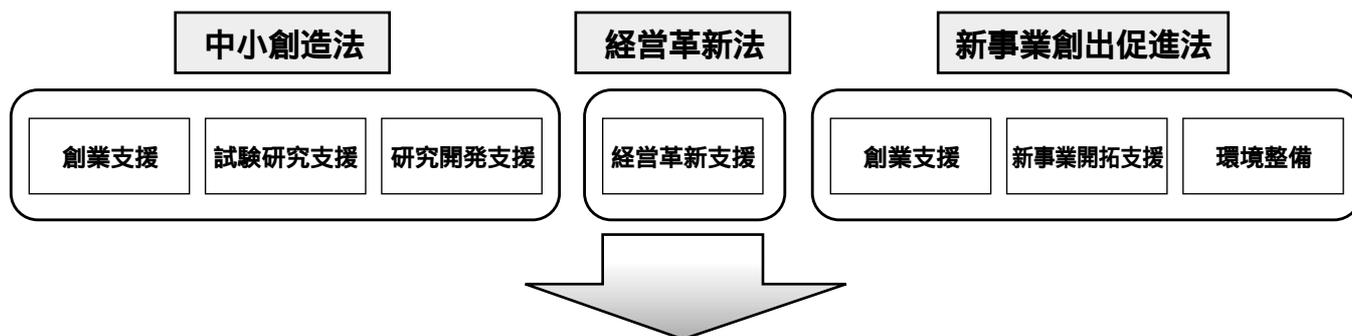
中小企業支援3法による支援策を統合・強化する中小企業新事業活動促進法案（仮称）を平成17年度の通常国会に提出予定。同法の下で、従来の創業・経営革新支援税制を統合・強化し、簡素で利用しやすい体系を構築する。

中小企業新事業活動促進法（仮称）の背景・必要性



中小企業新事業活動促進法（仮称）の下での税制措置の統合・強化

現在の中小企業支援3法による支援体系



中小企業新事業活動促進法（仮称）の下で創業・経営革新支援税制を統合・強化

創業支援	経営革新支援	異分野連携支援
<p>設備投資減税（継続的措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立5年以内の中小企業者 ・ 製造業・ソフトウェア業等4業種における創造的活動 ・ 30%の特別償却又は7%の税額控除 <p>エンジェル税制（継続的措置） 一定の要件を満たすベンチャー企業株式の譲渡益の1/2を圧縮等</p> <p>留保金課税の特例（継続的措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立10年以内の中小同族会社 ・ 留保金課税を停止 	<p>設備投資減税【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新経営革新計画承認企業の全て ・ 30%の特別償却又は7%の税額控除 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>従来の資本金要件・生産額等減少要件を撤廃</p> </div> <p>留保金課税の特例【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承認を受けた中小同族会社 ・ 留保金課税を停止 	<p>設備投資減税【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者のうち一定の成長が見込まれる認定事業者 ・ 30%の特別償却又は7%の税額控除

環境整備 事業所税の特例 等

予算・金融措置においても、併せて施策の骨太化

改正の効果

創業・経営革新支援税制を抜本的に統合・強化し、前向きな設備投資や自己資本の充実に向けた取組を総合的に支援することにより、中小企業の創業・経営革新・異分野連携等による新事業展開が大胆かつ着実に進められることが期待される。

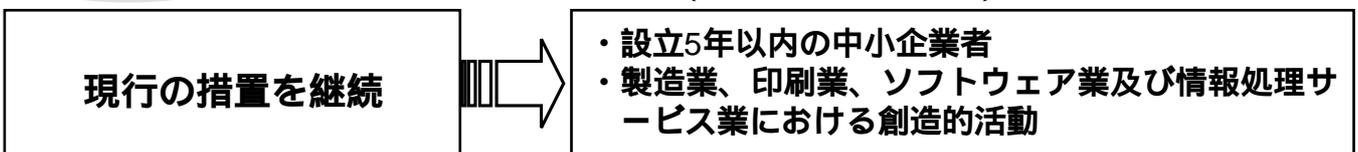
(1) 創業・経営革新を支援する設備投資減税の統合・強化

創業時の企業や経営革新に取り組む中小企業が事業の立上げ・拡大に向けた設備投資を円滑に行える環境をより一層強化するため、設備投資減税の統合・強化を行う。

改正の概要：下記の全ての設備投資に対し、7%の税額控除（リース含む）又は30%の特別償却を措置。

創業支援

改正内容（平成19年3月31日まで）



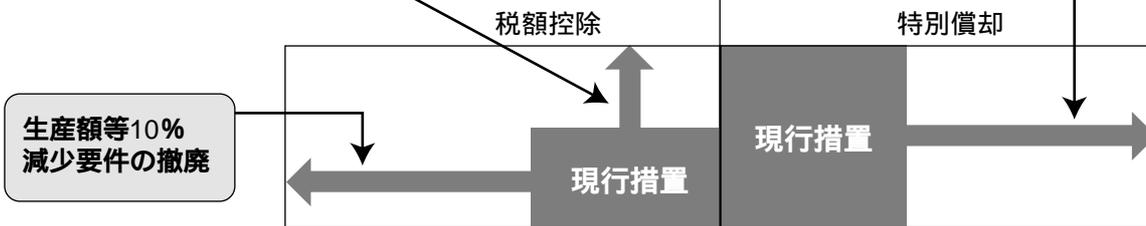
経営革新支援

現行措置で、対象を経営革新計画承認企業のうち、生産額等が10%減少した場合に限る、税額控除は資本金3,000万円以下の企業に限る、としている要件を撤廃して拡充

- ・ 限定要件を全て撤廃
- ・ 新経営革新計画承認企業全てに対し適用

税額控除対象企業要件（資本金3千万円以下）の撤廃（ ）

生産額等10%減少要件の撤廃



製造業等3億円以下、卸売業1億円以下、小売業・サービス業5,000万円以下等。ただし、従業員数基準により中小企業者等に該当する場合にも適用。

異分野連携支援

異分野連携支援の設備投資減税を新設

- ・ 異分野連携新事業分野開拓計画（仮称）認定事業者のうち一定の成長が見込まれる者

改正の効果

創業活動の促進とともに、経営革新支援対象企業が拡充されることにより、中小企業の創意工夫や前向きな努力を前提とした経営革新に向けた取組が大幅に拡大することが期待される。

(2) 中小企業に対する留保金課税の特例措置の拡充等

中小企業をめぐる資金調達環境が依然厳しい中、意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実に向けた努力を促進するため、留保金課税の特例措置の拡充等を行う。

改正の概要：下記の者に対し、留保金課税を不適用とする特例措置を講じる。

創業支援

現行の措置を継続

改正内容

- ・ 設立10年以内の中小企業者
- ・ 期限は平成19年3月31日までの間に開始する各事業年度まで

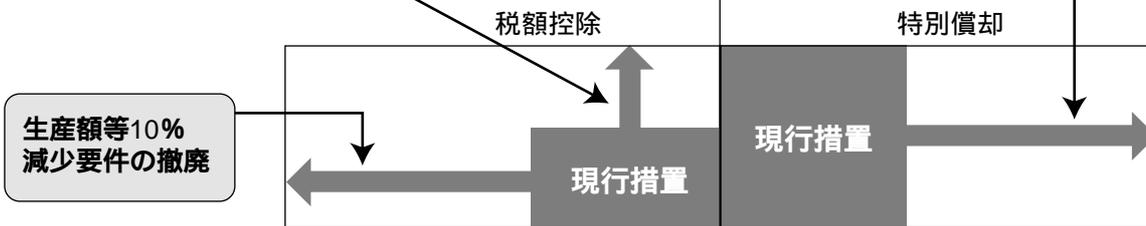
経営革新支援

現行措置で、対象を経営革新計画承認企業のうち、生産額等が10%減少した場合に限る、税額控除は資本金3,000万円以下の企業に限る、としている要件を撤廃して拡充

- ・ 限定要件を全て撤廃
- ・ 新経営革新計画承認企業全てに対し適用

税額控除対象企業要件（資本金3千万円以下）の撤廃（ ）

生産額等10%減少要件の撤廃



製造業等3億円以下、卸売業1億円以下、小売業・サービス業5,000万円以下等。ただし、従業員数基準により中小企業者等に該当する場合にも適用。

異分野連携支援

異分野連携支援の設備投資減税を新設

- ・ 異分野連携新事業分野開拓計画（仮称）認定事業者のうち一定の成長が見込まれる者

改正の効果

創業活動の促進とともに、経営革新支援対象企業が拡充されることにより、中小企業の創意工夫や前向きな努力を前提とした経営革新に向けた取組が大幅に拡大することが期待される。

(2) 中小企業に対する留保金課税の特例措置の拡充等

中小企業をめぐる資金調達環境が依然厳しい中、意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実に向けた努力を促進するため、留保金課税の特例措置の拡充等を行う。

改正の概要：下記の者に対し、留保金課税を不適用とする特例措置を講じる。

創業支援

現行の措置を継続

改正内容

- ・ 設立10年以内の中小企業者
- ・ 期限は平成19年3月31日までの間に開始する各事業年度まで

経営革新支援

以下の現行措置を廃止し、経営革新支援に向け対象を拡充した制度を新設

新事業創出促進法認定事業者
前年度の研究開発費の対収入金額比率が3%超の中小企業

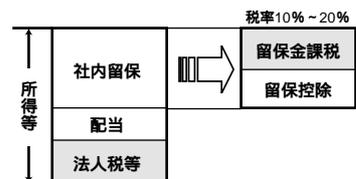
- ・新経営革新計画承認企業全てに対し適用
- ・期限は平成19年3月31日までの間に開始する各事業年度まで

その他

自己資本比率50%以下の中小企業（資本金1億円以下）に対する措置は引き続き継続。
（期限は平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで）

参考：留保金課税制度の概要

間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社）が内部留保した金額に対して追加的に課税する制度。



改正の効果

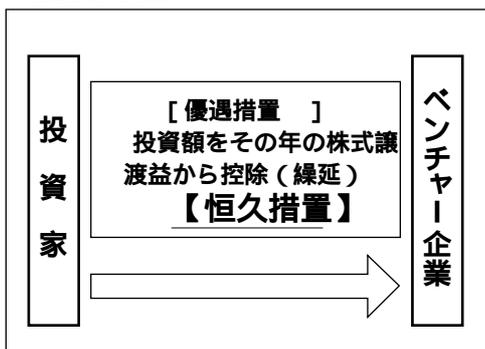
内部留保に頼らざるを得ない創業段階の中小企業や、リスクを伴う設備投資等を行い、付加価値の向上を目指す経営革新計画遂行中の中小企業の自己資本充実を促すことにより、中小企業の活力向上が期待される。

(3) エンジェル税制の延長

ベンチャー企業の創出・発展を促すため、エンジェル税制のうち、「株式譲渡益の圧縮措置」の適用期限を2年間延長する。

改正の概要

投資時点



売却時点

【株式譲渡(益)が発生した場合】

【優遇措置】
株式譲渡益を1/2に圧縮

【株式譲渡(損)が発生した場合】

【優遇措置】
損失を他の株式譲渡益から翌年以降3年間繰越控除
【恒久措置】

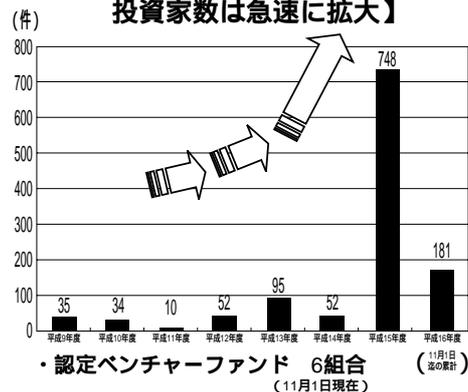
**適用期限を
2年間延長。**

（株式取得期限を
19年3月31日までとする）

改正の効果

投資時点・売却時点の3つの上記特例がセットで措置されることにより、個人投資家の投資インセンティブが高められ、創業時の最大の課題である「資金調達」を円滑化し、ベンチャー企業の創出・発展が促進されることが期待される。

【エンジェル税制の利用 投資家数は急速に拡大】



2. 人材投資促進税制の創設

我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。

特に、人材育成支援のニーズが高い中小企業については、教育訓練費を増加させた場合、その総額に対し最大で20%までの控除を可能とする等、積極的に人材育成に取り組む中小企業を抜本的に支援。

制度の概要

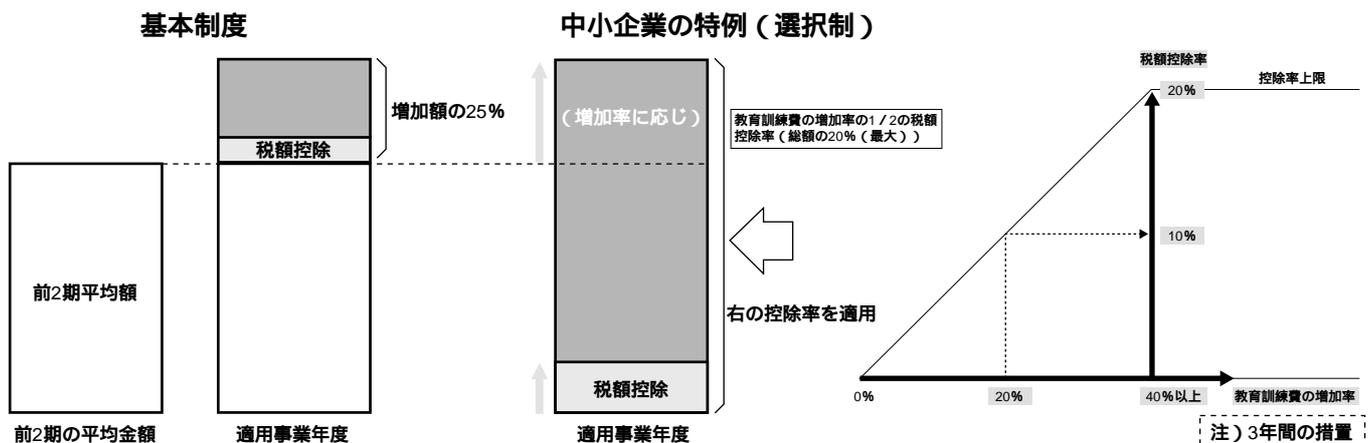
基本制度

教育訓練費を基準額（前2事業年度の平均額）より増加させた企業について、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除する（法人税額の10%を限度）。

中小企業の特例

中小企業については、教育訓練費を上記の基準額より増加させた場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率（上限20%）を乗じた金額を当期の法人税額から控除（法人税額の10%を限度）する。（この税額控除との選択が可能。）

中小企業特例は地方税（法人住民税）においても適用（課税標準を法人税額控除後の額とする）。



改正の効果

- ・長期減少傾向にある企業の人材投資額を回復・増大
- ・企業の生産性向上・経営革新を通じて、我が国産業全体の競争力が上昇

税額控除の対象費用と具体例

- | | |
|-----------|--|
| 講師・指導員等経費 | ： 社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料 |
| 教材費 | ： 研修用の教材・プログラムの購入料等 |
| 外部施設使用料 | ： 研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料、利用料 |
| 研修参加費 | ： 企業経営の観点から企業が従業員の教育訓練上必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用 |
| 研修委託費 | ： 講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用 |

税額控除額計算の例

基準額（前2事業年度の教育訓練費の平均額）1000万円の中小企業が、適用事業年度に教育訓練費を400万円（40％）増加させた場合

基本制度の場合：100万円、中小企業特例の場合：328万円の税額控除

基本制度（増加型）法人税控除額 100万円（400万円（増加額）×25％（控除率））

中小企業特例 法人税控除額 280万円（1400万円（総額）×40％×1/2（控除率））

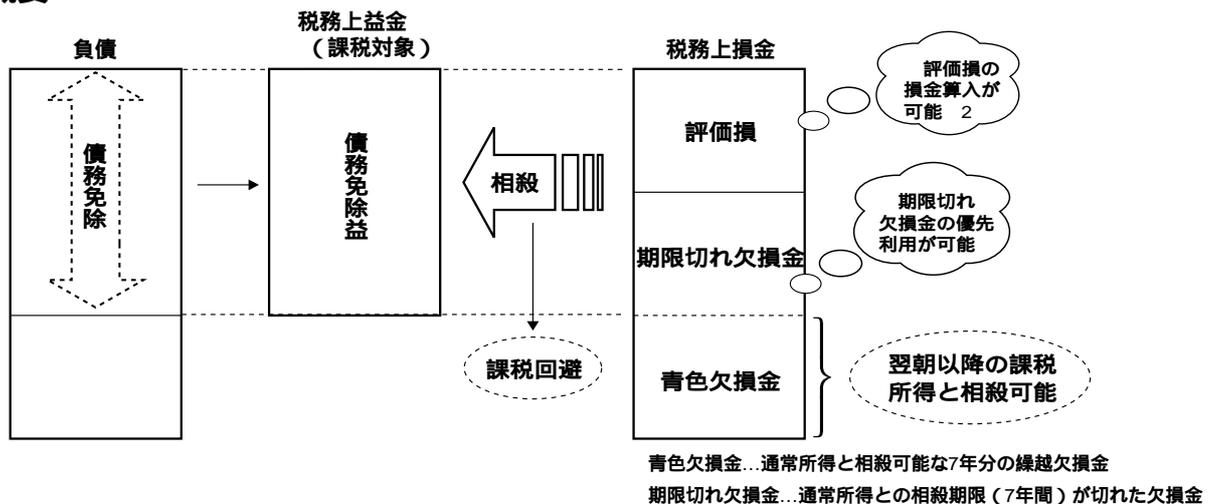
法人住民税控除額 48万円（280万円×17.3％（法人住民税率））

3. その他の主な中小企業関連税制

(1) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生法等の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件¹を満たす私的整理において債務免除が行われた際、評価損の損金算入²及び期限切れ欠損金の優先利用を認める（私的整理のうち、整理回収機構や中小企業再生支援協議会が関与する私的整理及び私的整理ガイドラインに基づく私的整理が対象となる見込み¹、³）。

改正の概要



改正の効果

債務免除益への課税を回避することが可能。

資産売却による損の実現を待たずとも評価損の計上出来るため、迅速な事業再生が可能。

再建期間中に発生する所得と相殺可能な青色欠損金を温存することで、再建期間中の課税負担を抑え、早期の事業再生が可能。

1 「一定の要件」とは以下のような見込み。

一般に公表された債務処理の準則に従って計画が策定されていること
 適正な資産評価が行われ、その評価に基づく貸借対照表が作成されていること
 で作成した貸借対照表に基づき債務免除額が決定されていること

2 以上の金融機関による債権放棄が行われていること（整理回収機構は単独放棄でも可）

（～については第三者機関等の認証を得ているものに限る）

2 評価益がある場合には併せて計上し益金算入。

3 正式には、各手法毎に資産評価の基準の策定等の所要の見直しを行った後、文書照会により本制度の対象となる旨明確化される。

(2) LLP (有限責任事業組合) 制度の創設

創業、事業再編、産学連携の推進や、研究開発、高度サービス等の共同事業の振興に適した組織として、出資者の有限責任の確保、内部自治の徹底が図られるLLP (リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、有限責任事業組合) 制度の創設を行うとともに、LLP段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組み (構成員課税) を適用する。

制度の概要

民法組合の特例として、組合の出資者の有限責任を確保するLLP (有限責任事業組合) 制度を創設する。
(次期通常国会に法案提出予定)

(1) 出資者全員の有限責任制

- 出資者全員に有限責任制を付与
- ・ LLPの出資者は、出資金の範囲で責任を負う。
 - ・ 債権者保護規定の整備
 - ・ 開示ルールや組合財産の保全など、債権者の保護に関する適切な措置を講じる。

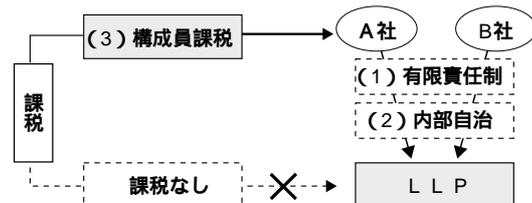
(2) 内部自治の徹底

- 内部組織の柔軟性
- ・ 株主総会や取締役会などを設ける必要がなく、組合員間の合意でスムーズな組織運営が可能。
 - ・ 柔軟な損益分配
 - ・ 労務やノウハウの提供による各自の事業への貢献度合いに応じて、出資比率と異なる柔軟な損益分配を行うことが可能。

LLPの税制上の取り扱い (構成員課税)

(3) 構成員課税の導入

出資者に直接課税されるため、LLPで利益が出た時に、法人課税が課された上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。LLPで損失が出た時に、組合員の持つ他の所得と通算が可能。



改正の効果

以下のように幅広い分野で共同事業を行うことが可能となり、新しい事業形態による新市場の創出を実現することができる。

大学、ベンチャー、中小企業が、その技術力やノウハウを最大限に活かして、大企業と対等の立場で連携して新しい事業を実施することができる。

大企業が、自社だけでは達成困難な研究開発、設備集約を、複数の企業がそれぞれの製品や技術、資産を持ち寄り、ジョイント・ベンチャー形態で協力しあうことによって達成することができる。

IT産業やサービス産業など多くの産業で、専門的な知識を有する個人同士が集まって、個人だけでは行うことのできない規模の大きな事業を行うことができる。

(3) 中小企業等基盤強化税制 (流通・サービス業) の延長【国税】

流通・サービス業の経営基盤の強化を図るため、中小流通・サービス企業者等が行う280万円以上の機械・装置等 (器具・備品は120万円以上) に対する全ての設備投資について、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(4) 「中小小売商業振興法」に基づいて整備される商業施設等の特別償却の延長【国税】

中小小売商業の活性化を図るため、「中小小売商業振興法」の認定を受けた商店街整備計画等に従って整備する一定の商業施設等について8% (公衆の利便を図るものについては12%) の特別償却を認める制度の、対象施設等を一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。

(5) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の延長【国税】

中小企業の連携を図る事業協同組合等の経営基盤を強化するため、一定の組合等の各事業年度における留保所得について、32%までの損金算入を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(6) 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長【国税】

中小企業等との取引における売掛金等の貸倒リスクに対応する事業協同組合等の経営基盤を強化するため、貸倒引当金の繰入限度額を16%割り増しして損金算入を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(7) 商工中金・信用保証協会の抵当権設定登記等の税率軽減の延長【国税】

商工組合中央金庫及び信用保証協会が行う中小企業への融資等を円滑化するため、融資等に伴う抵当権設定の登記等につき、登録免許税の税率を軽減（最高0.4% 0.1%）する措置の適用期限を2年間延長する。

(8) 中小企業新事業活動促進法（仮称）に規定される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置の継続【地方税】

中小企業新事業活動促進法（仮称）に規定される経営基盤強化計画を実施する中小企業者等の経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置を講ずる。

4. 長期的検討課題

「 」内は平成17年度税制改正大綱から引用

(1) 金融所得課税の一元化の推進（未上場株式等に係る所得との損益通算等）

【概要】

「わが国金融・証券市場の透明性、公平性、効率性を高めるとともに、個人の株式投資を促進するため、金融機関のシステム構築といった面にも配慮しつつ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく。その際、国債の大量発行下における個人保有の拡大策について、金融を取り巻く状況等も踏まえつつ、引き続き検討する。また、納税者番号制度については、適正・公平な課税の実現、納税者の税制への信頼の向上に資するものであり、制度の仕組みと目的を明らかにしながら、番号利用にかかるコスト、経済取引への影響、プライバシー保護の問題等について検討を行い、国民の理解を得つつ、その導入に向けた取組みを行う。」

(2) 交際費課税

【概要】

「交際費課税については、これをめぐる種々の指摘に鑑み、交際費等の範囲について、その実態等を踏まえつつ、課税上の運用の明確化のための検討を行う。」

(3) 中小企業の事業承継の円滑化に資する税制措置の整備

【要望概要】 中小企業の事業承継の円滑化を図るため、所要の税制措置を講ずるべき。

平成16年度新規

組合名	理事長	所在地	主な事業
キョウセイ企業組合	曾 和 隆 治	和歌山市湊3丁目11番地の9 TEL 073-428-1612	携帯電話・節水器具・化粧品 の販売、住宅等に関連するア ルミ製品の販売及び施工
ホット・スプリング 企業組合	川 俣 敏 弘	和歌山市小雑賀 3丁目2番14号 TEL 073-425-5878	温泉水・節水器具の販売
ひきがわ竹炭産業 企業組合	東 澄	西牟婁郡日置川町 大字日置1828番地の3 TEL 0739-25-0089	畳製品の製造及び販売
和歌山県 生コンクリート 協同組合連合会	中 西 正 人	那賀郡打田町 大字尾崎92番地の1 TEL 0736-77-3005	所属員の取り扱う生コンクリ ートの共同販売事業に関する 指導、所属員の取り扱う生コ ンクリートの共同宣伝
野上LPガス 保安センター 協同組合	庄 司 康 次	海南市七山772番地の51 TEL 073-486-0068	共同保安業務並びに燃焼器具 点検業務
田辺市浄化槽 協同組合	中 田 英 夫	田辺市稲成町726番地の1 TEL 0739-25-0110	組合員の事業に必要な水処理 機器等副資材の共同購買
A S . J U K U 企業組合	東 敏 樹	和歌山市新中島5番地の3 TEL 073-474-1326	学習塾の経営
ハウスエクシー 企業組合	井 窪 義 和	和歌山市加太 2201番地の178 TEL 073-459-2650	建築リフォーム工事業

加入組合の紹介

資格業種	設立の目的
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	お互いの持っている経験・技術・営業力を結集させ、組合の取り扱う商品の販売・施工業務を効率的に行い事業展開を図る
温泉水・節水器具の販売に従事するもの	龍門山の麓、紀ノ川沿いに在る温泉施設から仕入れた温泉水の宅配等の事業展開を図るとともに、消費者の温泉利用に対するニーズに対応するため
畳製造業を行うもの又はこれに従事する者 製薪炭業を行う者又はこれに従事する者	これまで培ってきた畳・炭製造の技術を生かし、畳床に竹炭を入れた畳を製造、販売する目的で設立
地区内において生コンクリートの製造の事業を資格事業とする協同組合とする	業界の活性化の実現と良質な生コンクリートの安定供給を通じ、地域の発展に貢献することを目指す
液化石油ガス小売業	保安業務を共同で行うことにより、プロパンガスによる災害の防止等、消費者との更なる信頼関係の構築を図る
浄化槽法第21条の登録若しくは同法第33条の許可を受け浄化槽工事を行う事業者又は和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の登録を受け浄化槽保守点検業を行う事業者	浄化槽の共同施工、共同維持管理はもとより共同購買事業等活発な共同事業を展開し、組合員個々の経営を健全強固なものにすることを目指す
学習塾業に従事するもの	起業により塾業界へ参入、パソコンによる一対一の学習レベルに応じた指導方法を導入して、小中学生を対象に学習指導を行う
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	住宅のリフォーム工事を行ってきた個人事業者が、法人格を取得し、積極的に事業展開を行うとともに組合員の経済的地位の向上を図る目的で設立

新規加入組合

組合名	理事長	所在地	主な事業
クリーン・アース 企業組合	正 司 芳 道	和歌山市湊5番地 TEL 073-427-9066	産業廃棄物の収集運搬
住宅リフォーム 企業組合	吉 田 博 美	和歌山市鳴神956番地の30 TEL 073-475-7501	建築リフォーム工事業
和歌山環境機器販売 協同組合	宇 井 純	田辺市湊1525番地の5 TEL 0739-26-1664	廃棄物処理機器の共同販売
紀州木の家協同組合	榎 本 淳 一	田辺市あけぼの 29番地の11号 TEL 073-445-7771	木造建設工事等の共同受注
紀北LPガス 商業協同組合	岩 上 雅 映	橋本市東家 3丁目557番地の1 TEL 0736-32-8212	ガスの共同販売・共同受注
企業組合ミドリ運輸	稲 崎 雄 三	田辺市湊1482番地の8 TEL 0739-22-5887	一般貨物自動車運送事業
アイ・ツー・ティ 協同組合	廣 崎 清 司	和歌山市六十谷780番地 TEL 073-462-1261	ソフト開発の共同受注
和歌山県 塗装工業協同組合	植 田 範 矢	和歌山市十二番丁15番地 TEL 073-422-5366	塗装資材及び消耗品の共同購入

新規加入組合

資格業種	設立の目的
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	ゴミの不法投棄という社会現象が発生している中、「住みよい、きれいな地球」を目標に社会貢献を図り、相互信頼のもとに事業拡大し、組合員の社会的地位の向上を目指す
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	住宅のリフォーム工事を行ってきた個人事業者が、法人格を取得し、対外信用力を得るとともに、組合員相互の力を結集し、相互信頼のもと事業の拡大を図るとともに組合員の経済的地位の向上を目指す目的で設立
廃棄物処理機器の販売業	従来のカatalogによる販売方法に加え、デモ機を設置して実演を行うことによる販売方法を共同で行うことにより、購入者との信頼を構築しながらの販売を行う
素材生産サービス業、一般製材業、木造建築工事業、建築設計等	木造住宅工事の共同受注
液化石油ガス小売業	大型供給先の受注確保並びに安定供給
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	組合で運送事業の許可を取得し、物流の合理化、事業展開の活発化を図る
受託開発ソフトウェア業	ビジネス面での急速な変化に迅速に対応したソフトウェア開発を目指す
塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	塗装資材等の共同購入、塗装用機材等の共同斡旋及び塗装技能士・一般塗装工の技能の育成

会員だより

トークセッション 高野口繊維産地とクリエイターとの コラボレーション（展示会同時開催）

2月4日（金）扇町インキュベーションプラザメビック扇町（大阪市）に於いてトークセッション及び展示会（2/1～2/4）が開催されました。

和歌山県の高野山近くには、「高野口パイル産地」というテキスタイルの産地があります。これまで、パリコレクションでの生地採用、国内外のブランドへの生地の供給など、高付加価値のテキスタイル素材を生み出してきました。ところが、長引く不況、中国の台頭など、高野口パイルのみならず、国内の繊維産地は苦戦を強いられています。

そこで今回、紀州繊維工業（協）組合員の取り扱うパイル製品の展示のほか、3名のクリエイターが高野口パイル産地メーカー（組合員5名）と、これから



WAKAYAMA テクノ・フォーラム2006 和歌山県機械金属工業協同組合

2月25日（金）グランヴィア和歌山において、WAKAYAMAテクノフォーラムが開催されました。

来春卒業予定の理工系学生のために、地元和歌山の機械金属業界を代表する14社が企業合同説明会を開催したもので、当日は約100名の学生参加者がありました。

企業の人事担当者と個別に面談



の方向を探るべくディスカッションを開催しました。

高野口パイル産地の活性化に向けた取り組みや今後パイル織物をどのようにコラボレートしていくか等々、活発な意見交換及びクリエイターからの適切なアドバイスがされていた中、拝聴していた大勢の繊維関係者も真剣な面持ちでディスカッションに耳を傾けていました。(写真参照)



【クリエイター】

- ・ 島田いく子 (アパレルデザイナー、オオサカデザインフォーラムワークショップ講師)
- ・ 池田 豊 (有限会社湧元：繊維生地輸出)
- ・ 坂本麻夕美 (ハーベストプロダクツ：雑貨卸経営)

紀州繊維工業協同組合
TEL 0736-42-3113

することによってふるさと企業の魅力を理解し、「わかやま」の未来を担う人材になるべく、参加者は熱心に質疑を交わしていました。



和歌山県機械金属
工業協同組合
TEL 073-433-1277



伝統の紀州漆器

暮らしと共に美しく息づく

～ 和歌山県漆器商工業協同組合 ～

プロフィール



今年は組合創立120周年の記念すべき年です。

紀州漆器のはじまりは室町時代といわれ、その生産の中心地は海南市黒江地区で江戸時代中期頃は紀州藩の庇護のもと相当盛大なものとなり、江戸後期にはいるといよいよ隆盛期を迎えました。

明治18年(1885年)10月に初めて組合組織が発足し、以来、新組合の設立、合併等を繰り返し、幾多の変遷を経て現在の組合組織に至っています。



花光理事長

業界近況(現在の活動状況)について

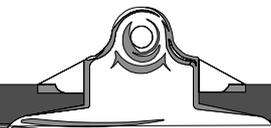
消費者のライフスタイルの変化等で、漆器を日用品として活用する習慣が少なくなり、その上、低価格輸入品(中国製品)に押され苦戦しています。

中央会だより

第2回活性化情報編集委員会

2月16日(水)アバローム紀の国において、第2回活性化情報編集委員会を開催しました。

本年度の「中央会わかやま」も、5名の編集委員の方々から様々なご意見を頂きながら、より良い誌面づくりを目指してきましたが、来たるべく平成17年度においてもフレッシュな観点で取材・編集を行い、充実発刊に努めます。



紀州漆器の伝統技法の継承や、販路の拡大等、色々と問題点もありますが、現在、消費者ニーズやデザイン研究等、試行錯誤を重ねると同時に、当組合が管理運営している紀州漆器伝統産業会館や当組合施設の再生、再活性化に取り組んでいます。

尚、こうした取り組みに当組合青年部が動き出した意義は大きい。



イベント事業等特筆すべき事

組合創立120周年記念イベントとして、日本の四大産地に数えられる当漆器産業を支え、育てていただいた地域の皆様に感謝の気持ちを込めたイベントを計画しています。(開催日等は未定)

今年はまだ市町村合併で、新海南市が発足する年でもあり、毎年恒例の「紀州漆器まつり」(11月第2土・日曜日)(人出約5万人)も例年以上の人出で賑わうよう趣向を凝らしたいと考えています。

このほか、紀州漆器伝統産業会館で実施している蒔絵体験が好評で、団体バス等で多くの皆さんが体験に来られます。

また、今年から「桃の節句」や「端午の節句」など日本の美しい伝統行事に因んだ季節限定商品フェアを始めています。

組合PR(理事長から一言)

漆器業界を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、組合創立120周年という節目の年にあたり、日清戦争、日露戦争、第一次・第二次世界大戦など幾多の艱難辛苦を乗り越えてきた先人の偉業に感謝すると共に、先人に習って、英知を結集し、汗を流して、この難局を乗り切って次代へつなげていかなければならないと考えています。

組合所在地
 T E L 073-482-0322
 F A X 073-483-2341
 U R L <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/sikki-k/>
 E-m a i l sikki@gaia.eonet.ne.jp
 設立年月日 昭和22年5月19日
 組合員数 190名



今こそ 和歌山産品の魅力を再確認！

和歌山くみあい祭り

3/12土・13日

入場
無料

10:00～16:30 (13日は16:00まで)

和歌山地域地場産業振興センター

展示即売

めはり寿し、早寿し、
和雑貨、備長炭、梅干し、
干物 etc...



地元産の食材、
名産品、衣料、
日用雑貨、工芸品
などの展示即売！



1F展示場

やってみよう！

感じてみよう！

再織の実演、蒔絵の体験
伝統工芸、専門 etc...
技術を楽しく
紹介する実演

無料 体験
コーナーも!!



ぜひ
遊びに来てね！

ファミリーで 楽しめる2日間

無料相談コーナー

和歌山県内の先進的組合
活動例の紹介など
中小企業支援
に対する
相談コーナー



主催：和歌山県中小企業団体中央会
URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>
後援：和歌山県

シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることとなります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めるときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月	62歳
平成19年4月～平成22年3月	63歳
平成22年4月～平成25年3月	64歳
平成25年4月～	65歳

全国先進組合事例

山形県

JR乗車券の販売受託とポイントカード事業の展開

山
辺
商
業
協
同
組
合

所在地 〒990-0301
東村山郡山辺町大字山辺240-1
電話番号 023-664-5901
FAX番号 023-664-7022
組合員数 44人
出資金 243万円
設立 昭和43年12月

地区 山辺町
主な業種 小売業、サービス業
組織形態 カード組合
組合専従者 10人
専従理事 -
U R L -

JR乗車券販売事業を受託するとともに、乗車券が購入できるポイントカードを発行。加えて、町営温泉施設で売店と食堂を運営

背景と目的

平成8年のJR山辺駅の無人化に伴い、駅の荒廃が危惧されたため、町が切符販売事業を受託。更に町の依頼を受けて、組合が受託することとなった。加えて、町営温泉施設での売店や食堂の運営についても、商工会を通じて打診があり、組合で検討した結果、事業として実施することとなった。

取り組みの内容

切符販売事業では3人を雇用し、交代制で勤務しており、その人件費のうち270万円は、町から補助を受けている。切符販売額の5%、定期券販売額の1.8%が組合の収入となる。従来から実施しているポイントカード事業と組み合わせ、たまったポイントで乗車券が購入できるようにしている。一方、町営温泉施設における売店と食堂については、テナントとして入居している。

成果

駅の無人化が回避され、手数料による収益も出ている。売上はJR乗車券が約6,000万円、売店が1,800万円、食堂が850万円となっている。乗車券購入にもポイントが付くため、定期券購入が特に好調で、10パーセント以上の伸びを示している。これら事業を実施したことにより、ポイントカード事業の落ち込みがカバーされている。



所在地 〒382-0000
 須坂市大字小山1278-1
 電話番号 026-246-4721
 FAX番号 026-245-5098
 組合員数 159人
 出資金 159万円
 設立 平成元年12月

地区 須坂市
 主な業種 小売業、サービス業
 組織形態 カード組合
 組合専従者 1人
 専従理事 -
 U R L -

厳しい環境の中でもロマンを持ち、知恵を出し合い、停滞している商品券を新しい企画で再構築。仲間の輪を広げ、これを梃子に地域商業の活性化を目指す

背景と目的

都市間競争の激化により、地方の小都市を取り巻く環境は、厳しさを増している。須坂市も例外ではなく、消費者の流出に晒されており、この引き止めが地元商店にとっては、焦眉の急となっていた。その対応策の一環として、考え出されたのが地域商品券であったが、平成10年度の8,273万円をピークに急速に減少、13年度には6,000万円の大打撃を割り込んでおり、以降停滞状況が続いている。この状況を打破するには、商品券の発行に何らかの工夫が必要であった。研究すること約1年、議論を重ねる中で、組合創立15周年の記念事業として生まれたのが、小判型の金属商品券であった。

取り組みの内容

小判型の金属商品券は、他県視察の中で生まれたアイデアであるが、厳しい時期でも小判ザクザクといったような夢や遊び心も必要として“須坂小判”と名付けた。このことが小判のデザインにも現れ、人気を呼ぶ一因にもなっている。しかし一方で、一種の地域通貨として商品券の性格を考えれば、現在の組合員159名だけでは、流通範囲が小さすぎるとの意見もあり、加盟店の募集に踏み切った。組合員の努力もあり、地域の大型店、近隣の温泉旅館など約100軒の参加も得て、260店舗・施設で事業がスタートした。

成果

発行額2,000万円は、予約期間10日間で完売した。流通期間中の加盟店売上は、発行額の2倍、約4,000万円を想定しているが、達成は固いと見ている。記念事業としての実施で、実験も兼ねているため、期間内で投資額を回収する計画はないが、今後地域商店の商品券に相応しい特典、利便性等のコミュニティ性を持たせることにより、かなり高い地域浸透性を持っていること、金属商品券であるため一定期間の流通も耐えられることから、附加サービスの工夫次第で、大きな発展も考えられる。



所在地 〒300-2716
 結城郡石下町大字大房
 715番地の2

電話番号 0297-30-8008

FAX番号 0297-30-8005

組合員数 7人

出資金 400万円

設立 平成10年7月

地区 石下町、水海道市、つくば市、
 下妻市

主な業種 建設業、土木建築業、サービス業

組織形態 異業種連携組合

組合専従者 3人

専従理事 1人

U R L

<http://www.ibarakiken.or.jp/kenyuureform/>

一般リフォームからバリアフリー化リフォームへと受注ターゲットを絞り込むとともに、事業に関連する介護用品の販売・リースを目的とした有限会社を設立した

背景と目的

平成10年に住宅リフォームの共同受注を目的に組合を設立したが、組合員の参加意識の欠如、組合専従者や独立した組合事務所がなかったことに加え、ただ漠然と受注を待つだけの姿勢であったこと等から、思うように実績があがらず、設立の翌年には組合員も大きく減少していた。こうした状態からの脱却を目指し、共同受注事業の改革に取り組むこととなった。

取り組みの内容

取り組みに際して、商圏の年齢別人口構成や住宅・世帯の状況、住宅リフォームのニーズ等に関する調査を行うとともに、組合員に対してアンケートを実施した。その結果、「高齢者の目線に立ったリフォーム（家造り）で地域の福祉に貢献する」というビジョンのもと、組合活動を福祉関連に絞ることを決定した。そこで、「一般リフォーム」から「バリアフリー化リフォーム」へと受注ターゲットを絞り込むとともに、組合員に定期的な勉強会や研修を行うことで、福祉・介護に関する知識を深めることに努めた。また、共同受注に関連する介護用品の販売・リースを目的に、組合員の共同出資による有限会社も立ち上げた。

成果

共同受注事業が再生したことにより、売上も順調に伸びてきている。組合員においても、各種勉強会、講習会等への参加による知識の習得や資格の取得、更にはバリアフリー化リフォームの施工経験を積み重ねることで、将来に向けた新たなビジネスの可能性を広げることができた。





労使がお手伝いします。

地域の就職支援活動

平成16年10月1日より「無料職業紹介所」開設
事業者の方の求人登録をお待ちしています。詳しくは支援機構まで

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

連合和歌山
商工会連合会

経営者協会
中小企業団体中央会

商工会議所連合会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.waroushi.jp>

情報連絡員アンケート

1月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

2.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	↓	↓	→	↓
	繊維同製品	↓	↓	↓	↓
	木材木製品	→	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	→	↓	→	→
	窯業土石製品	→	→	→	→
	鉄鋼金属	↑	↑	↑	↑
非製造業	その他	↓	↓	↓	↓
	卸売業	↑	↑	→	→
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
運輸業	↓	↓	→	↓	
DI 値		-25.0	-47.5	-37.5	-50.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

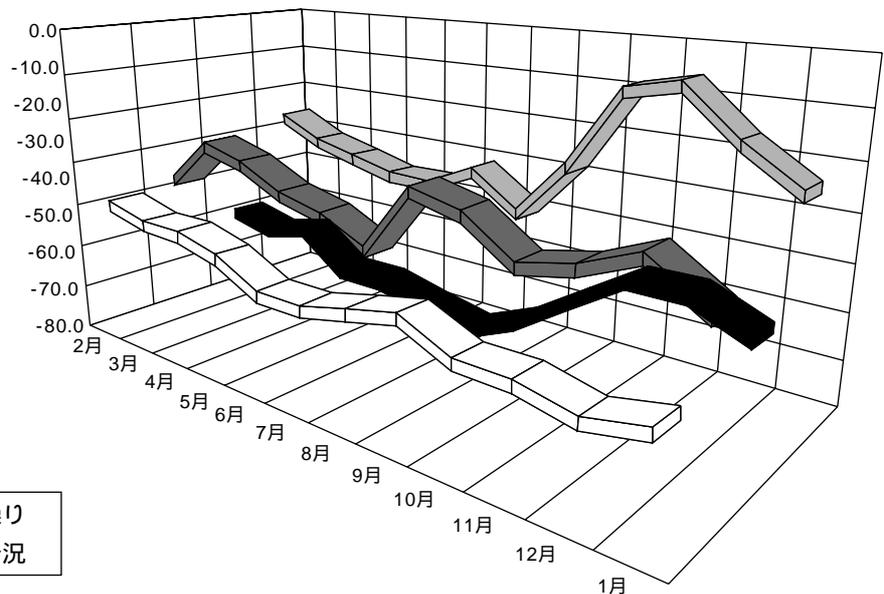
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI 値: 景気動向指数)は、マイナス50.0ポイントであり、同12月調査と比べて2.5ポイント改善した。

同12月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント悪化、「収益状況」は5ポイント悪化、「資金繰り」は7.5ポイント悪化した。

1月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は16名、「悪化」との回答は22名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



売上高
 資金繰り
 収益状況
 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	梅の開花も場所によっては多少見られますが、本格的な見頃は2月中旬頃ではないかと思われま。因みに各開園日は南部梅林（みなべ町）1月23日、岩代梅林（同町）1月29日、田辺梅林（田辺市）2月6日となっております。梅の花は昨年の台風の影響により塩害で、今のところつぼみの状況は平年の20%～30%減と言われているのが現状です。従って実の状況ははっきりしないが、生産者側ではすでに本年は不作では...と噂をしております。商品販売については昨年末から相当の落ち込みが見られ、景気回復が待たれる中、非常に厳しいものです。（梅干）
織 維・同 製 品	平成16年度の当産地内における原材料（綿糸、合繊糸）の消費量は、15年度比8%の減少であった。相変わらず生産、販売共に低迷を続けている。（ニット） 収益状況不変は人件費（人数）の減少。（手袋）
木 材・木 製 品	各企業相変わらず仕事量の確保に奔走している。組合の材料に関して売り出しをかけているが、組合員からの問い合わせも鈍い。（建具）
化 学 ゴ ム	加盟組合員全員より原料価格上昇の報告がある。（化成品）
窯業・土石製品	一部の地域がかなり減少気味。（生コン）
鉄 鋼・金 属	原材料の高騰が続いているので、その対応が課題となっている。（鋳物）

● 非製造業 ●

卸 売 業	1月度は特にこれといった事由はありませんが、前年以上の実績となっております。但し小規模建築業者の倒産が目につき、工事業者は地場の中堅の建築業者にも目配りの必要度が高くなっているようです。全般的には工事業者の収益幅は薄く、工事が多い業者には一抹の不安を感じます。安い受注よりも提案営業、施主接近営業（元請）を進めています。（電設資材）
小 売 業	本町の東映シネマが2月で閉店するという。メッサオークワ・ガーデンパーク和歌山の開店による影響である。中心市街地のまちづくりとはどういうものなのか？市長のセリフ、まず城から始めよということで町の再生が出来るのだろうか。（和歌山市） 1月に入り例年のごとく商店街ではバーゲンに入っている店が多いのですが、天候のせいも多少あり客足が悪くバーゲンのにぎわいはありません。（田辺市）
サ ー ビ ス 業	世の中の移り変わり、時代の流れが目まぐるしく動くだけに、観光客の価値観が進化して個人グループ化すれば旅館ホテルも同じように進化しなくては見放される運命にあります。団体客依存体制から個人グループ客受入体制に切り替える転換の年である。（旅館） 対前年同月比で、宿泊人員(91.6%)、総売上料金(88.3%)、1人当たり消費単価(96.3%)、総宿泊料金(87.7%)、1人当たり宿泊単価(99.2%)。1月の宿泊人員で見ると、16年は72,631人、17年は66,583人で6,048人の減(- 8.3%)である。1人当たり宿泊単価は対前年99.2%と減少幅は少ないが、宿泊人員大幅減が大きく影響している。宿泊人員減の大きな要因は見当たらない。（白浜旅館） 1月は大きな変動がなかった。（田辺自動車）
運 輸 業	NY原油市況も約2ヶ月ぶりの高値水準となっており、1月中旬には50\$ / バレル近い値をつけております。この状況の主因は世界的な寒波の襲来を足掛かりにイラクの国民議会選挙を控えてのテロの激化や、トルコのパイプラインの停止などの中東情勢の不安、中国の旺盛な需要が全く衰えない事などが影響しております。以上のような背景から各元売とも2月価格の改定を1月対比1.5円 / ㍉から2円 / ㍉の上げ幅で通告してまいりました。燃料の高騰、運賃の低下で組合員が大変厳しい状況は続く。（有田トラック）